

平成 22 年 3 月 31 日

回 答 書

特定非営利法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 岩 殿

株 式 会 社 レ ツ
代表取締役 高 橋
Tel:079-562-0909 / Fax:079-562-1172



拝啓

当社は、当社ファクトレック 21 会員・入会契約約款（会員会則）（以下「本件約款」といいます。）に関する貴法人からの申し入れに対する、検討状況を以下のとおり回答いたします。

敬具

記

第1 約款における中途解約条項について

本件約款第9条が中途解約事由を限定しており、消費者契約法第10条に反し無効とのご指摘の点ですが、平成21年11月27日付けの回答書にも記載のとおり、本契約は、売買契約として、本来、中途解約は予定されないものであるところ、会員様の利益に資するべく、買い戻しという形で中途解約を承認させていただいているのが本件約款第9条であり、消費者契約法第10条により無効とのご指摘は当たらないものと考えております。

しかしながら、当社は、消費者保護制度の趣旨をさらに汲み取るべく、契約約款の改訂を検討した結果、ご指摘の解約事由につきましては、限定を設けることなく、会員様のお申し出による中途解約を定めることといたしました。

よって、現契約約款第9条の解約要件である、①会員の地域外転居、②会員、契約者の死亡、③真にやむを得ない事情と当会が認めた場合の、3条項を撤廃し、以下のとおり条項を改めることといたします。

一改定後の条項一

「入会契約の中途解約は、ご契約者のお申し出により行うことが出来ます」

なお、改定後の解約条項は、改定前、改定後を問わず、当会の全ての契約者様に対し適用させていただく所存です。

第2 中途解約における控除額について

解約時に控除する金額が、「消費者契約法第9条第1号に反するものと考えられます。」とのご指摘の点についてですが、当社としましては、平成21年11月27日付けの回答書にも記載のとおり、本契約は、売買契約として、本来、中途解約が予定されていない契約であるところ、買い戻しという形で中途解約を承認させていただいているとの理解にあり、本件約款第9条は、損害賠償額の予定あるいは違約金の定めを規定するものではないと考えております。

もっとも、解約時の返金につきましても、かかるご指摘を踏まえるとともに、消費者保護制度の趣旨をさらに汲み取り、本商品をご購入いただいた会員皆様の利益に意を払いつつ、様々な視点で解約時の買い戻し額の検討を重ねております。

方向性としましては、買い戻し金額の設定を、販売金額の8割程度を目安に試算しておりますが、その設定に当たっては、本商品に関して様々な観点からの検証を行う必要があり、未だ正式な結論に至っておりません故、回答まで暫らくの猶予を賜りたく存じます。

以上